

スマートフォン講座を受講しませんか？

- **受講対象者**／市内在住で主に高齢者を対象としますが、年齢を問わず参加できます。スマートフォンをお持ちでない方には、受講中にお貸しします。
- **内容**／中級コース：市公式 LINE の使い方・Google マップ
※ 1 回当たり 2 時間程度で、全 4 回を通して受講していただきます。
※ 参加回数に制限はありません。
- **会場・日程**／お住まいの地区に空きがない場合には他の地区でも参加できます。



会場	受付開始日	開催日程	開始時間
唐桑公民館 ☎ 32-4530	10/ 1 (火)	11/13 (水)、11/20 (水)、11/27 (水)、12/ 4 (水)	午前 10 時
中井公民館 ☎ 32-3900	10/21 (月)	11/14 (木)、11/28 (木)、12/ 5 (木)、12/19 (木)	午後 2 時
小原木公民館 ☎ 34-3261	11/ 1 (金)	11/25 (月)、12/ 2 (月)、12/ 9 (月)、12/16 (月)	午後 2 時
鹿折公民館 (鹿折ふれあいセンター) ☎ 22-6937	11/ 1 (金)	12/ 4 (水)、12/11 (水)、12/18 (水)、12/25 (水)	午後 2 時
大島公民館 ☎ 28-2614	10/ 1 (火)	10/ 7 (月)、10/21 (月)、10/28 (月)、11/18 (月)	午前 9 時 30 分
気仙沼中央公民館 ☎ 22-6760	10/ 1 (火)	11/ 5 (火)、11/11 (月)、11/25 (月)、12/ 2 (月)	午前 10 時
気仙沼中央公民館条南分館 ☎ 22-6760	11/ 1 (金)	12/13 (金)、12/20 (金)、1/17 (金)、1/24 (金)	午後 2 時
松岩公民館 ☎ 22-6818	10/ 8 (火) 10:00	11/ 6 (水)、11/13 (水)、11/20 (水)、11/27 (水)	午後 2 時
新月公民館 ☎ 22-7189	12/ 2 (月) 9:00	1/16 (木)、1/30 (木)、2/13 (木)、2/27 (木)	午後 2 時
面瀬公民館 (面瀬地域ふれあいセンター) ☎ 24-9393	10/ 8 (火) 9:00	11/15 (金)、11/22 (金)、11/29 (金)、12/ 6 (金)	午前 10 時
階上公民館 ☎ 27-2305	10/ 1 (火)	11/ 8 (金)、11/15 (金)、11/22 (金)、11/29 (金)	午後 2 時
本吉公民館 ☎ 42-2606	10/ 1 (火) 9:00	11/12 (火)、11/19 (火)、11/26 (火)、12/ 3 (火)	午後 1 時 30 分
小泉公民館 ☎ 42-2652	12/ 2 (月)	1/23 (木)、2/ 6 (木)、2/20 (木)、3/ 6 (木)	午前 10 時
大谷公民館 ☎ 44-2003	12/ 5 (木)	1/15 (水)、1/29 (水)、2/12 (水)、2/26 (水)	午後 2 時

※空き状況は随時変動しますので、各公民館へご確認ください。

- **定員・受講料**／各会場 15 人・無料
- **申し込み先**／各公民館
- **問い合わせ先**／講師：一般社団法人トナリノ（陸前高田市高田町字大隅 93-1）
☎ 070-1552-4824（専用電話番号） 受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで



スマホ無料相談会のお知らせ

市では、市民向けにスマートフォンの操作に関する無料相談会を実施します。
なお、ご利用料金や機種買い替えについてのご相談は応じかねます。

- **対象**／市内在住で、スマートフォンをお持ちの方
- **日時・会場**／10 月 15 日 (火) 午前 10 時～正午 ・本吉公民館
10 月 29 日 (火) 午前 10 時～正午 ・鹿折公民館 (鹿折ふれあいセンター)
10 月 30 日 (水) 午前 10 時～正午 ・中央公民館
- **定員**／各日 16 人 (事前予約)
※お一人最大 25 分の相談対応。
ご希望の日時にて、時間毎にご予約を受け付けします。
- **予約受付開始**／10 月 1 日 (火)
- **予約・問い合わせ先**／一般社団法人トナリノ ☎ 070-1552-4824 (平日午前 10 時から午後 5 時まで)



ジェネリック医薬品の利用をご検討ください

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）の特許が切れたあとに、同じ有効成分でつくられる効能が同等の医薬品です。開発コストがかからない分、新薬に比べて価格が安く設定されています。ジェネリック医薬品に切り替えることで、窓口で支払う自己負担額を少なくすることができ、医療費の削減によって国民健康保険財政の安定化にもつながります。

■安全性について／

ジェネリック医薬品の承認には国が定める厳密な品質審査が行われており、承認後の製造段階においても新薬と同じ品質管理基準が適用されるため、両医薬品の間において品質・有効性・安全性等に差異はありません。

■利用するには／

かかりつけの医師や薬剤師にジェネリック医薬品の利用希望をお伝えいただき、ご相談ください。

※ジェネリック医薬品が承認・販売されていない薬もあります。また、医師等の判断により、ジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

※一部のジェネリック医薬品について、供給不足が発生しています。医師や薬剤師にご相談のうえ、可能な限りジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

■お知らせについて／

国民健康保険に加入する35歳以上で、ジェネリック医薬品に切り替えることで月300円以上の自己負担の減額が見込まれる方に対して「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を年3回（6・10・2月）送付しています。

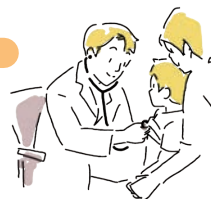
■問い合わせ先／保険年金課 医療給付係 ☎ 22-3419



令和5年度 子ども医療費の助成額のお知らせ

市では、お子さんの医療機会の確保と保護者の経済的負担の軽減のため、保護者の所得額に関係なく、本市に住民登録している出生から18歳到達の年度末までのお子さんの医療費（医療保険適用の入院、通院、調剤）の一部負担金を助成しています。

令和5年度の決算額は次のとおりです。この制度は国からの補助がありません。また、県の補助は小学校入学前のお子さん分のみ（助成額の1/2、所得制限あり）となっており、助成額の多くを市の財政により実施しています。引き続き、適正な受診にご協力をお願いします。



【令和5年度】

・受給者数（令和6年3月31日現在）…………… 6,194人
（保険内訳：市国民健康保険 757人、社会保険等 5,437人）

・医療費助成状況

（ア）年間助成額計…………… 191,016,341円
（イ）県からの補助金…………… 27,732,000円
（ウ）差引（市の持ち出し分）（＝（ア）－（イ））…………… 163,284,341円
（エ）年度内受給者総数…………… 6,414人
（オ）一人当たり年間助成額（＝（ア）／（エ））…………… 29,781円

なお、学生などで住民登録が本市にないお子さんでも、保護者の住民登録が本市にあり、他市町村の医療費助成の対象とならないときは、本市で助成できる場合があります。詳しくは保険年金課までご相談ください。

●問い合わせ先／保険年金課 医療給付係 ☎ 22-3419